

【協議事項・イ】

「旭川市感染症予防計画（案）」に対する意見提出手続きの実施について

1 旭川市感染症予防計画（案）について

(1) 策定の趣旨

これまでの新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、感染症の発生及びまん延に備えるため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）が、令和4年12月9日付けで公布され、順次施行されることとなりました。令和6年4月1日からは、感染症第10条第14項に基づき、保健所設置市においても、予防計画を定めることとなることから、旭川市感染症予防計画を策定し、感染症対策の一層の充実を図ることとします。

(2) 策定の経緯

北海道感染症対策連携協議会等で、次期北海道感染症予防計画と併せて協議している。

会議名	主な協議事項等
北海道感染症対策連携協議会 北海道新興・再興感染症等対策専門会議 北海道新興・再興感染症等対策専門会議医療体制専門部会	<p>【旭川市分協議事項】 保健所設置市における感染症予防計画の骨子案及び「感染症予防計画」素案について</p> <p>【北海道分協議事項】 次期北海道感染症予防計画の策定スケジュール、骨子案、医療措置協定の締結協議に向けた事前調査、素案、数値目標について</p> <p>【開催状況】 令和5年6月末～10月末まで 計10回</p>

(3) 旭川市感染症予防計画（案）について

別紙「旭川市感染症予防計画（素案）」及び「旭川市感染症予防計画（概要版）」について、本日の協議等を踏まえ、「旭川市感染症予防計画（案）」として意見提出（パブリックコメント）を実施します。

2 計画期間

令和6年度（2024年度）から 令和11年度（2029年度）までの6年間

3 意見提出手続きの期間

令和5年12月22日（金）から令和6年1月26日（金）まで

4 今後の予定

意見提出手続きでの意見等を踏まえ所要の修正を行った上で、令和6年3月中に本計画を策定し、令和6年4月に施行します。